

都道府県本部委員長

2014年6月10日

様

全日本年金者組合
書記長 田中 諭

共済年金 27%削減に抗議するためにも 公立学校共済組合審査会への口頭意見陳述の 届出について

第31中央委員会を目前にして議案討議はじめ、仲間づくり「月間」も終盤にはいり連日奮闘されていることと思います。また再審査請求と大変多忙な中での活動、ご苦勞様です。

公立学校共済組合審査会への口頭意見陳述について緊急の対応を各県本部で進めま
すように下記の点について要請いたします。よろしくお願ひいたします。

記

1. 2012年8月成立の「被用者年金一元化法」（以下「一元化法」という）により、公務員共済年金における旧恩給期間に関わる部分の27%の削減が強行されました。削減された受給者が公立学校共済組合審査会に引下げ撤回を求めて審査請求書を提出してきました。最近、当該審査会より弁明書が届きました。
2. 弁明書(通知)によると、反論書提出と意見陳述について、提出するか、希望するかの申し立てが求められています。
3. 口頭意見陳述については6月13日までとなっています。また反論書は4週間以内となっています。
4. 日がありませんので、把握している審査請求人に口頭意見陳述を求める申し立てをするようお願いいたします。(東京で審査会が開かれることが強い)
5. 尚、恩給期間に関わる今回の口頭陳述については、本部と連絡とりつつ県本部で対応されますようお願いいたします。
(関連文書 2013.9/24 本発第39号、2014.6/3 要請書)

公立学校共済組合審査会
会 長 真屋 尚生 様

2014年6月3日

全日本年金者組合
書記長 田中 諭

要 請 書

貴審査会の日頃のご活躍に敬意を表します。

私ども全日本年金者組合(以下組合)は、1989年8月31日結成して25年、都道府県に県本部、区市町村に913支部、組合員11万3千人余が高齢者の諸要求改善と安心して生活できる街づくりのために地域を基礎に活動しています。組合は、日本国憲法の理念であるすべての国民が個人として尊ばれ、平和のうちに生存する権利を保障することを運動の中心に掲げています。

また、組合は、我が国における最低保障年金制度実現と年金引下げは許さないなど社会保障充実、高齢者が安心して生活できる希望ある社会を求めて活動しています。

この度、当組合員が貴審査会に年金引下げに対して審査請求を求めました。最近、貴審査会から各請求人に対して「弁明書の送付について(通知)」が届きました。その中で意見陳述にあたって「注意事項」が示されております。この点で下記の項目について要請いたします。要請について1週間以内に文書回答されますようお願い申し上げます。

記

1. 「注意事項1」の「7月以降の平日に東京都内での実施を予定」となっています。平日に東京となれば、家庭の事情、長時間の通勤、交通費などを勘案するとより近い場所(たとえば県都)での意見陳述を希望いたします。そのためにも、会長自らが最大努力され真剣に意見陳述を受け止める姿勢を示すためにも出向して対応して下さることを要請いたします。

2. 「陳述時間、一人5分程度」について、

意見陳述は初めての組合員がほとんどであります。はじめて公的審査会に参加して意見を申し上げるのには5分程度というのはあまりにも短すぎます。自己紹介だけでも5分は過ぎてしまいます。少なくとも30分の意見陳述を要請いたします。

3. 「陳述は非公開について」

公的機関の審査会であり非公開にする必要はないと考えます。組合は公開を要請いたします。

4. 「旅費等の個人負担」について

旅費等の費用を個人負担することは理解いたしますが、家庭の事情、健康状態、交通費等からもより近い場所で審査会を開くことを要請します。

5. 最後に、行政不服審査法が国民の権利利益の救済として昭和 37 年 9 月 15 日に制定されましたがこれまで一度も法改正がされていません。今日、見直し法案が検討されています。組合として貴審査会が要請について真摯に受け止めてより開かれた審査会にするために法改正の努力に期待して要請いたします。

以上